



リスク予報は
できないから
もしもに備え
必要な保険を

団体割引
適用

※一部商品は団体割引
対象外です。

全国中央会

損害保険団体補償制度のご案内

 全国中小企業団体中央会

※全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合およびそれらに所属する事業者様のみご加入いただけます。

企業の心配 | 財物損壊・休業



地震によって工場の壁や天井が倒壊。施設内の機械も壊れてしまった!



近くの川が氾濫し事務所と設備が被災。高額な修理費がかかった!



仕入先の企業が台風で被害を受け、部品の納品が受けられず、自社の製造ラインがストップしたことで利益損害が発生した!

企業の心配 | 損害賠償



経営している飲食店で食中毒が起こってしまった!



自社内に設置しているエレベータの整備が不十分で事故が発生し、お客様に死傷者が出ってしまった!



高価な機械をリース契約中に壊してしまった!

企業の心配 | サイバー・情報漏えい



サイバー攻撃により顧客の個人情報が流出してしまった!



会社のPCがランサムウェアに感染し端末が暗号化されてしまった!社内システムが使用できず会社の営業もストップしてしまった!

企業の心配 | 取引先倒産



取引先が倒産して、貸し倒れの損失が発生してしまった!

 **ビジネス総合保険制度**

 **サイバー保険制度**

 **取引信用保険制度**

賠償などの経営リスク

事業者を取り巻く「リスク」に備えるための補償

中央会会員向け

損害保険団体補償制度

企業の心配 | 雇用関連



従業員から過重労働、ハラスメント、不当解雇などを理由に訴訟を提起された！

従業員個人の心配 | 休業



病気やケガによる療養で、一定期間働けず収入が減少してしまった！

企業の心配 | 海外輸出



海外に輸出した自社製品が原因で対人事故が発生してしまった！

企業の心配 | 海外知財訴訟



国外で知的財産権を侵害しているという訴えを受けてしまった！



従業員が勤務中に事故（労災事故）に遭い、重度の後遺障害を負ってしまった！

 業務災害補償制度

 所得補償制度

 中小企業海外PL保険制度

 海外知財訴訟費用保険制度

従業員の福利厚生

海外との取引

全国中央会の損害保険団体補償制度は、中央会の会員として加入している中小企業組合・中小企業団体および、それらに所属する事業者（構成員）の経営リスクの移転、コスト削減、福利厚生の充実を目的に運営している制度であり、全国中央会のスケールメリットを活かした割安な保険料で加入いただける団体保険制度です。

※全国中小企業団体中央会が保険契約者となり損害保険会社と団体契約を締結し制度の集金代行業務を担っております。

※補償の内容や割引率は引受保険会社によって異なります。

労災事故、労務トラブルへの備え



割引
適用

業務災害補償制度

保険の概要

本制度は、労災事故に関わる幅広い補償制度です。従業員の就業中のケガに対する補償（死亡・後遺障害、入院、通院）に加えて、労働災害における事業者側の賠償責任（使用者賠償責任）についても補償します。



想定される事故



製造業

従業員が工場で機械に巻き込まれ死亡。

判決認容額：約**1億2,500**万円



建設業

作業現場の開口部に従業員が転落。脊髄損傷等の後遺障害が残った。

判決認容額：約**8,700**万円



販売業

従業員が上司からパワハラを受けて精神疾患に罹患し自殺。上司と事業者に対して損害賠償を求め、従業員の遺族に訴えられた。

損害賠償請求額：約**7,000**万円



サービス業

勤務中に上司からセクハラを受けた従業員が退職。後日、元従業員から精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求を受けた。

損害賠償請求額：約**1,800**万円

※補償の内容、割引率、対象業種は引受保険会社によって異なります。
※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。

保険の特長

◆労災保険給付と関係なく支払い

ケガに対する定額補償については、政府所管の労働者災害総合保険の認定に関わらず、迅速に保険金を受け取ることができます。

◆売上高による保険料算出

売上高により保険料を算出する仕組みとなっており、保険料は全額損金算入可能です。

◆契約は補償対象者無記名方式

役員・従業員の人数に変動があった場合でも報告は不要です。また、パート・アルバイトの方も自動的に補償の対象となります。

※精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患、心疾患等は政府労災保険の給付が決定した場合にお支払いいたします。使用者賠償責任補償については政府労災保険の決定を待つ場合があります。

付帯サービス例

■メンタルヘルスに関する相談サービス

[引]受保険会社全社
●臨床心理士等のカウンセラーにメンタルヘルスについて電話相談できます。

■法律・税務・労務に関する相談サービス

[引]受保険会社全社
●弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家に法律・税務・労務について電話相談できます。

■ストレスチェックサービス

[引]受保険会社全社
●WEBによるストレスチェックが実施できます。
●労働安全衛生法の改正に伴い、従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化されました（従業員50名未満の事業場は当面努力義務）。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスの詳細は、各保険会社のパンフレットをご参照ください。



賠償・休業リスク等への総合的な備え

割引
適用

ビジネス総合保険制度

保険の概要

「損害賠償責任に関する補償(PL賠償、リコール、情報漏えい、施設賠償、業務遂行賠償等)」、「事業休業に関する補償」、「財物・工事に関わる補償」など、事業活動を行う中で発生する様々なリスクを包括して補償します。

〈主な補償内容・補償対象〉

賠償責任の補償	生産物、リコール、情報漏えい、サイバー、施設、事業活動遂行、管理下財物
事業休業の補償	火災、落雷、爆発、食中毒、風災、水災、雪災等
財産の補償	建物、屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等
工事の補償	建設工事、組立工事、土木工事

保険の特長

- ◆事業活動リスクの補償を一本化
事業活動を行う中で発生する様々なリスクの補償を一本化して加入できます。
- ◆災害への備え
災害(火災、風災、水災、雪災等)に遭った際の休業損失を補償します。
- ◆売上高による保険料算出
売上高により保険料を算出する仕組みとなっており、保険料は全額損金算入可能です。

想定される事故

●賠償責任の補償



運送業

荷卸し作業中に通行人と衝突して重度の後遺障害を負わせた。

損害賠償請求額：約**8,000**万円

●事業休業の補償



販売業

台風により営業所の屋根が破損。一週間、営業ができず損失が生じた。

損害額：約**3,000**万円

●財産の補償



製造業

フォークリフトで製品を運んでいる最中に自社所有の精密機械に衝突。その影響で精密機械が破損した。

損害額：約**5,000**万円

●工事の補償



建設業

豪雨により土砂崩れが発生。その影響で建設中の建物が損壊した。

損害額：約**4,000**万円

※補償の内容、割引率、対象業種、および加入(引受)可能な補償の範囲は、引受保険会社によって異なります。
※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。

付帯サービス例

■早期災害復旧支援サービス

[東京海上日動、損保ジャパン]

- 火災、水災等で罹災した建物、機械・電気設備等に対して、損害拡大防止のための安定化処置、精密洗浄による汚染除去等の復旧支援を受けることができます。
- ※罹災時に本サービスを必ず受けられることを約定するものではありません。詳細は保険会社までお問い合わせください。

■インバウンドビジネス支援サービス

[東京海上日動]

- 事故やトラブル時に利用できる多言語電話通訳サービスやインバウンドに関するコンサルティングサービス等を受けることができます。

■海外展開支援サービス

[東京海上日動]

- 海外取引に必要な知識を学べる「貿易実務オンライン講座」や海外取引の足がかりとなる情報を調査してもらえる「海外ミニ調査サービス」等のサービスを受けることができます。

■気象情報アラートサービス

[三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保]

- 風災、水災等の自然災害への事前対策に有効な気象情報を配信します。気象情報サイトやニュースを確認することなく、事業に影響を与える可能性のある気象状況の変化を把握することができます。

※生産物賠償責任(PL)リスクのみ補償する制度(ビジネス総合保険制度内)の新規加入は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、大同火災海上保険株式会社で受け付けています。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスの詳細は、各保険会社のパンフレットをご参照ください。

割引
適用

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの備え



サイバー保険制度

保険の概要

社会環境・法制の変化等により、事業者は常に情報漏えいリスクにさらされています。本制度は、国内外からの攻撃を問わずサイバー攻撃・情報漏えい事故を補償します。



保険の特長

- ◆サイバー攻撃に備えた幅広い補償
サイバー攻撃等への対策強化の為に、サイバー攻撃時の対応費用、調査費用等の補償内容を拡充しております。
- ◆情報漏えい事故を補償
外部からの不正アクセス、内部過失・内部犯罪等による情報の漏えいの結果、または情報漏えいのおそれが生じた場合、加入者が被った経済的損害に対して補償を行います。

想定される事故

	サービス業 従業員約20名の企業において、社員のパソコンがウイルスに感染した。情報漏えいの発生は無かったものの、原因調査に高額の費用を要した。
	感染したPCの詳細調査・解析費用：約 700 万円 支払保険金：約 700 万円

	小売業 ECパッケージで運用していた通販サイトに外部からの不正アクセスを受け、約1,000件の顧客クレジットカード情報が流出した。
	合計支払保険金：約 1,700 万円 〈賠償責任〉 個人情報漏えいについての賠償金： 1,000 万円 〈各種対応費用〉 個人情報漏えいについての見舞金： 100 万円 調査費用： 500 万円 ネットワーク復旧費用： 100 万円

※補償の内容、割引率、対象業種は引受保険会社によって異なります。
 ※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。

割引
適用

病気やケガによる休業への備え



所得補償制度

保険の概要

病気やケガで働けなくなった際の所得の減少を補償します。長期休業補償（GLTD）もご用意しております。また、休業補償制度では傷害補償、がん補償、医療補償、介護補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償、ホールインワン・アルバイトロス費用補償等も付帯可能です。

※一部保険会社は引き受け不可となります。詳細は保険会社もしくは代理店までお問い合わせください。

保険の特長

- ◆病気やケガで働けなくなった場合の備え
病気やケガで働けなくなった場合に、安心して療養に専念できるよう、所得の減少を補償します。就業中のみならず就業外の病気やケガも補償します。
- ◆長期休業補償もご用意
最長満70歳の誕生日まで補償する団体長期障害所得補償（GLTD）の取り扱いもございます。

想定される事故

	病気 脳梗塞で入院。退院後、医師の治療を受けながら自宅療養。その期間会社を休んだ。（6カ月と10日間、全く働けなかった。）
	保険金額（月額） 10 万円の場合 6カ月10日 - 免責期間7日間 = 6カ月3日 10 万円 × (6カ月 + 3日 / 30日) = 61 万円

※1カ月に満たない期間は1カ月を30日として日割り計算しています。
 ※補償の内容、割引率、対象業種は引受保険会社によって異なります。
 ※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。

取引相手が倒産して、貸し倒れの損失が発生した！

連鎖倒産リスクへの備え



取引信用保険制度

※本保険制度の団体割引適用はありません。

保険の概要

お取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害の一定割合を補償する制度です。

※補償の内容、対象業種は引受保険会社によって異なります。

保険の特長

- ◆取引先の債務不履行等により被る損害等を補償
貸倒れが発生した場合、債権保全・回収に手間がかかるだけでなく、資金繰りに影響を及ぼすこともあります。この制度に加入いただくことで、保険金で損失を埋めることが可能となり、資金繰り悪化防止を図ることができます。また、回収労力の軽減も可能です。
- ◆与信管理の強化・充実
この制度に加入いただくことで、保険会社による取引先の審査を活用でき、企業自身の与信管理とダブルチェックが可能となります。

自社の製品に関わった事故が海外で発生した！

海外における賠償・リコールリスクへの備え



割引
適用

中小企業海外PL保険制度

保険の概要

海外PL保険制度は、輸出した製品や取引先から間接的に輸出された製品等により海外で生じた対人・対物事故によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。

※補償の内容、割引率、対象業種は引受保険会社によって異なります。

保険の特長

- ◆輸出製品事故による賠償責任補償・生産物回収費用(リコール費用)を補償
輸出した製品により海外で生じた対人・対物事故や、取引先から間接的に輸出された製品等(外国人旅行者等によって日本国外に持ち出された製品も含む)に起因する事故によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。また、生産物回収費用(リコール費用)を補償します。
- ◆訴訟・示談対応等もサポート
引受保険会社は弁護士を選定や訴訟対応、示談交渉等のサポートも行います(ただし、現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます)。

国外で知的財産権を侵害していると訴えられた！

海外における知財訴訟リスクへの備え



海外知財訴訟費用保険制度

※本保険制度の団体割引適用はありません。

保険の概要

製品やサービスの提供等によって、海外において(日本、北朝鮮を除く)、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として損害賠償請求等の訴訟の提起等を受けた場合の訴訟費用等を補償します。

保険の特長

- ◆更なる海外展開を支援
本制度は、中小企業等が海外展開に伴う知財訴訟へ対抗措置を取ることができるようにすることを目的に特許庁が平成28年度予算で実施した「中小企業知的財産活用支援事業補助金(海外知財訴訟保険補助金)」をもとに、創設をしたものです。
- ◆国からの保険料補助(*)
国が保険料の半額(2年目以降の継続の場合は1/3)を負担(中小企業基本法で定められている中小企業の要件を満たした場合)
*国の予算成立が前提であり、補助の内容等が変更となる場合があります。

全国中央会とは

中小企業団体中央会(以下「中央会」)は、中小企業の振興を使命とする「中小企業団体の組織に関する法律」及び「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された特別民間法人です。

中央会は、製造業、商業、サービス業など全国約2万7千の中小企業組合等を構成メンバーとし、組合等の傘下企業数では218万8千企業が参画。我が国企業の99.7%を占める中小企業336.5万企業の約6割を組織している我が国最大の中小企業団体です。

中央会の任務は、「中小企業連携組織支援のための専門機関」として、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成

など、中小企業組合及びその他の中小企業連携組織並びに都道府県中小企業団体中央会の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興に必要な事業を行うことです。

具体的には、組合等の連携組織を通じて中小企業の経営の合理化、新製品・新技術の開発、情報化の推進等の支援、創業の促進、その他業界の安定と中小企業を取り巻く環境を改善するための方策の確立に全力を傾注しています。

特に、全国中央会は、中小企業連携組織支援の一層の推進を図るべく、都道府県中央会及び全国地区団体の中核的指導連絡機関としての機能発揮を使命としています。



お問い合わせ

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/supportservice/insurance/>
左の二次元コードまたは、上のURLより各保険会社のパンフレットをダウンロードいただけます。

以下のご案内は、各保険会社の取り扱い商品についてご紹介したものです。保険の名称、補償内容、特約、付帯サービスなどは、引受保険会社によって異なります。保険にご加入いただく際には、必ず各保険会社が提供するパンフレットや重要事項説明書をお読みください。補償の詳細については契約者である全国中央会HP掲載の約款をご参照ください。ご不明な点がございましたら、保険代理店までお問い合わせください。

制度名		引受保険会社
賠償などの 経営リスク	 ビジネス総合保険制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社
	 サイバー保険制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	 取引信用保険制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
従業員の 福利厚生	 業務災害補償制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社
	 所得補償制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
海外との 取引	 中小企業海外PL保険制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
	 海外知財訴訟費用保険制度	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

中央会では、このほかにも各種共済制度を取り扱っております。引受保険会社や取扱保険商品は中央会によって異なります。中央会によっては一部の保険制度・特約を取り扱っていない場合もあります。詳しくは、お近くの中央会にお問い合わせください。本パンフレットは、2025年12月時点の引受保険会社の商品内容をもとに作成しております。

※本パンフレットは全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している事業者様向けのパンフレットになります。加入されていない事業者様への配布は不可となりますのでご注意ください。